

○厚生労働省告示第二百三十一号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成二十四年厚生労働省告示第三百七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

本則中「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第百十五条の四十五第一項第一号及び第二号並びに第二項各号に掲げる事業」に、「次の各号」を「次」に改め、本則第一号中「法」を「旧法」に改め、本則第二号及び第三号中「二次予防事業対象者」を「旧二次予防事業対象者」に改め、本則第三号から第六号までの規定中「居宅要支援被保険者等」を「旧居宅要支援被保険者等」に改め、本則を本則第二項とし、本則に第一項として次の一項を加える。

1 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、同項第一号に規定する居宅要支援被保険者等に対して次に掲げる事業として行われる資産の譲渡等（当該事業の利用者の選定により、通常の事業の実施地域（当該事業を行う事業所が通常時に当該事業に係るサービスを提供する地域をいう。以下この項において同じ。）以外の地域の居宅において当該事業を行う場合に要した交通費を対価とする資産の譲渡等又は通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して当該事業を行う場合における送迎を除く。）

- 一 法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業
- 二 法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業
- 三 法第百十五条の四十五第一項第一号ハに規定する第一号生活支援事業
- 四 法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業